News Release

平成２５年７月２５日
ＮＩＴＥ（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構

夏の製品事故の防止について（注意喚起）

夏の時期に使用する製品で思わぬ事故が発生しています。冷却用品のように夏場に使う製品による事故だけでなく、車内に放置したライターが破裂するような夏特有の事故もあり、事故防止のための注意が必要です。

ＮＩＴＥ（ナイト）に通知された製品事故情報（※１）のうち、夏の製品事故（※２）は、平成２０年度から２４年度までの５年間に２０４件ありました。（※３）

被害状況別にみると、死亡事故２件、重傷事故４４件、軽傷事故９４件、拡大被害（※４）１３件、製品破損等５１件ありました。事故が発生した製品別では、「冷却用品（※５）」５１件、「サンダル」４８件、「花火」２０件等が発生しています。

製品別に事故発生状況を分類すると、次のような事故が多く発生しています。

（１）　冷却用品
- 冷却パッド等を使用したところ、内容物が染み出し、かゆみや湿疹が生じた。
- 冷却スカーフ等を使用したところ、接触皮膚炎を発症した。

（２）　サンダル
- 靴底が滑って転倒した。
- サンダルの鼻緒が切れて、バランスを崩し転倒した。

（３）　花火
- 手持ち花火が破裂して、やけどを負った。
- 打ち上げ花火が倒れる等、火が横に飛び、やけどを負った。

夏の事故は、事故情報を知り、気をつけていただくことで、未然に防げる事故が多くあることから、社告・リコール情報の周知も含め、注意喚起を行うこととしました。

（※１）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。
（※２）夏の製品事故は、夏に使用する製品、夏に事故件数が増える製品の事故を集計した。ただし、先月発表を行ったエアコン・扇風機（http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs13062702.html）及び近年事故が発生していないサンダルでのエスカレーターへの巻き込まれ事故やアクセサリーの隙間に爪を引っ掛ける事故を除いた。
（※３）平成２５年６月２８日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。
（※４）製品本体のみの被害にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすこと。
（※５）冷却用品とは、冷却パッド、冷却スカーフ、冷却スプレー等を含む。

１．夏の製品事故について

（１）年度別事故発生件数及び被害状況について

夏の製品事故は平成２０年度から２４年度までの５年間に２０４件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図１に示します。

平成２０年度から平成２４年度まで減少傾向にあります。
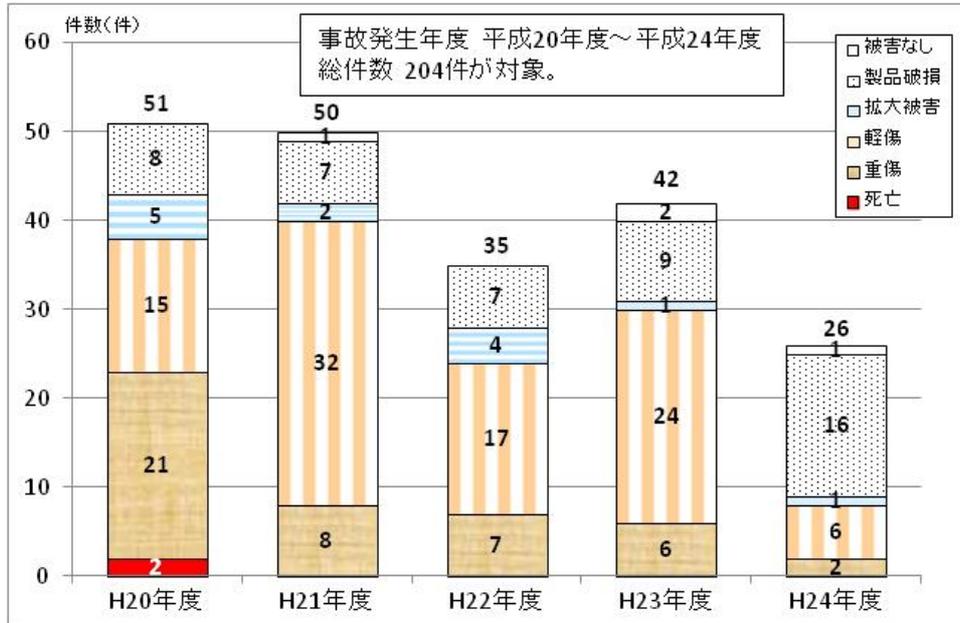
図１　年度別事故発生件数及び被害状況

（２）製品別事故件数について

「製品別事故件数」を表１に示します。

事故は、「冷却用品」が最も多く５１件、次に「サンダル」４８件、「花火」２０件、草刈・芝刈機１９件の順になっています。

表１　製品別事故件数

製品名	6月	7月	8月	9月	6～9月	年度合計
冷却用品	1	9	6	2	18	51
サンダル	10	15	5	6	36	48
花火	3	9	6	1	19	20
草刈･芝刈機	2	3	2	3	10	19
冷水筒	1	2	1	2	6	14
アウトドア用品		1	4	1	6	10
スプレー缶(虫用)	2		1	2	5	10
ライター(車内での破裂)	1	1	5		7	8
ガスカートリッジ直結型ガスこんろ		3	2		5	6
ゴーグル(水泳用)	1	1	1		3	4
水着		1	2		3	4
蚊取り線香	1	2		1	4	4
殺虫器		1	2		3	4
カセットボンベ		1	1		2	2
合計	22	49	38	18	127	204

（３）事故の年代別被害者数ついて

「年代別被害者数」を図２に示します。

１０歳未満の子どもの被害者が３３人と多く、｢花火｣によるものが２０人（重傷５人、軽傷１５人）を占めています。７０歳代の死亡事故は草刈機の周囲にいて巻き込まれたものです。
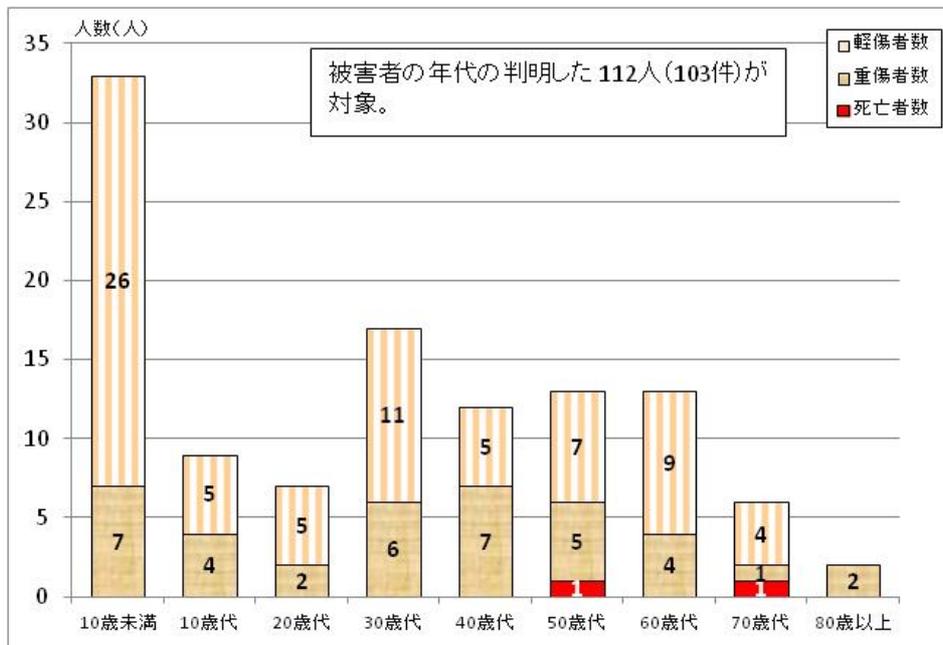
図２　年代別被害者数（※６）

（※６）　５０歳代の死亡事故は岩登り中に登山用ロープ（アウトドア用品）が落石により切断され転落したもの。

（４）事故の原因と被害について

夏の製品事故の事故原因区分別発生件数を図３に示します。

「製品に起因する事故（事故原因区分Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｇ３）」は、８３件（４０．７％）。「製品に起因しない事故（事故原因区分Ｄ、Ｅ、Ｆ）」は５４件（２６．５％）。「原因不明のもの（事故原因区分Ｇ３を除いたＧ）」は４２件（２０．６％）で、「製品に起因する事故」が多くなっています。

また、「設計、製造又は表示等に問題のあったもの（事故原因区分Ａ）」に分類された４５件において「サンダル」が２６件と半数以上を占めています。「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分Ｅ）」に分類された３０件において、製品別で件数の多いものは、「草刈機」が７件あります。さらに、「原因不明のもの（事故原因区分Ｇ３を除いたＧ）」に分類された４２件においては、「冷却用品」が２７件（６４．３％）を占めています。
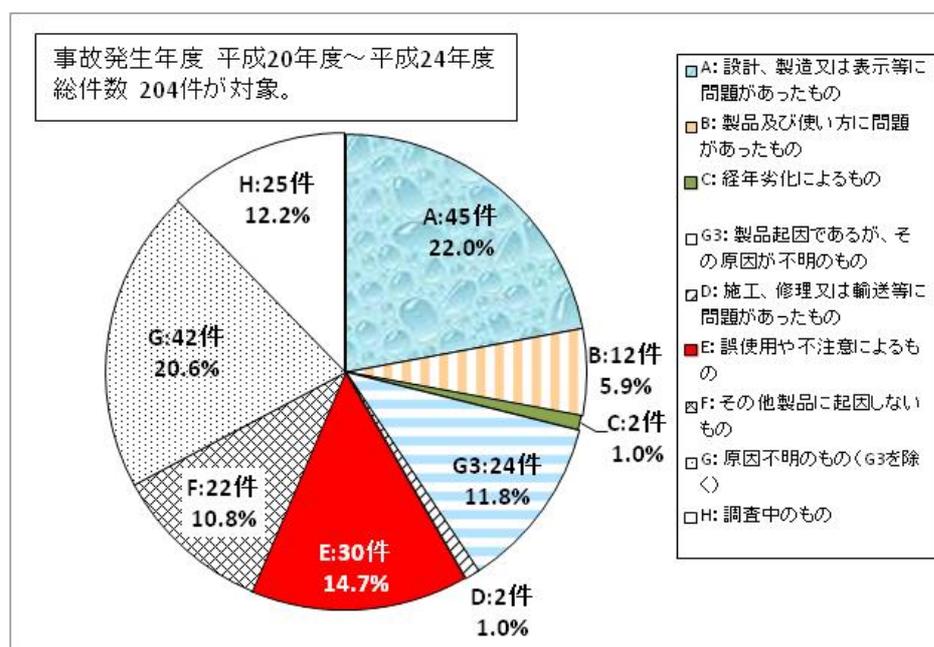
図３　事故原因区分別発生件数

「事故原因区分別被害状況」を表２に示します。

夏の製品事故は、サンダルや冷却用品（スカーフ、パッド）等身につける製品が多く、人的被害は死亡２件、重傷４４件、軽傷９４件、合計１４０件で全体の６８．６％と多くなっていますが、その一方で、冷却用品等で使用者による化学物質のアレルギー性テスト（パッチテスト等）が実施できなかったり、花火等事故品の回収が確認できなかったなどにより、事故原因区分Ｆ、Ｇが多くなっています。

表２　事故原因区分別被害状況（※７）

事故原因区分 ＼ 被害状況		人的被害 死　亡	 重　傷	 軽　傷	物的被害 拡　大 被　害	 製　品 破　損	被　害 な　し	合計
製品に起因する事故	Ａ：設計、製造又は表示等に問題があったもの		8 (8)	8 (8)	1	26	2	45 (16) [0]
	Ｂ：製品及び使い方に問題があったもの		6 (8) [1]	4 (8)		2		12 (16) [1]
	Ｃ：経年劣化によるもの			1 (1)		1		2 (1) [0]
	Ｇ３：製品起因であるが、その原因が不明のもの		2 (2)	21 (23)		1		24 (25) [0]
	小計	0 (0) [0]	16 (18) [1]	34 (40) [0]	1 (0) [0]	30 (0) [0]	2 (0) [0]	83 (58) [1]
製品に起因しない事故	Ｄ：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの		1 (1)			1		2 (1) [0]
	Ｅ：誤使用や不注意によるもの	1 (1)	10 (10)	8 (8)	6 [1]	4	1	30 (19) [1]
	Ｆ：その他製品に起因しないもの	1 (1)	8 (8)	9 (10)	2	2		22 (19) [0]
	小計	2 (2) [0]	19 (19) [0]	17 (18) [0]	8 (0) [1]	7 (0) [0]	1 (0) [0]	54 (39) [1]
Ｇ：原因不明のもの（Ｇ３を除く）			6 (6)	27 (27)	1	7	1	42 (33) [0]
Ｈ：調査中のもの			3 (3)	16 (21)	3	3		25 (24) [0]
合　　計	事故件数 被害者数 火災件数	2 (2) [0]	44 (46) [1]	94 (106) [0]	13 (0) [1]	47 (0) [0]	4 (0) [0]	204 (154) [2]

（※７）平成２５年６月２８日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、( )の数字は被害者数、[ ]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。

（５）製品別の現象別被害状況

夏の製品事故の冷却用品５１件、サンダル４８件、花火２０件の製品別の「現象別被害状況」を表に示します。

（ア）冷却用品による事故の現象別被害状況

「冷却用品による事故」５１件について、現象別被害状況を表３に示します。

①「冷却パッド等を使用していたところ、内容物が染み出し、かゆみや湿疹が生じた」や②「冷却スカーフ等を使用したところ、接触皮膚炎を発症した」のように皮膚障害を引き起こす事故が多く発生しています。

表３　冷却用品による事故の現象別の被害状況（件）（※７）

現象の内容＼被害状況		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
事故原因区分B～G	①冷却パッド等を使用したところ、内容物が染み出し、かゆみや湿疹が生じた。			20 (20)				20 (20) [0]
	②冷却スカーフ等を使用したところ、接触皮膚炎を発症した。			7 (7)				7 (7) [0]
	③冷却スプレーの可燃性ガスにライター等の火が引火した。		1 (1)					1 (1) [0]
	④冷却スプレーを繰り返し使用したところ、凍傷を負った。			1 (1)				1 (1) [0]
	⑤冷却パッドの内容物を流しに廃棄したところ、強いにおいがして目と頭が痛くなった。			1 (1)				1 (1) [0]
	⑥不明		1 (1)	3 (3)				4 (4) [0]
Ａ：設計、製造又は表示等に問題があったもの			1 (1)	2 (2)				3 (3) [0]
Ｈ：調査中のもの				14 (15)				14 (15) [0]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	0 (0) [0]	3 (3) [0]	48 (49) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	51 (52) [0]

（※７）平成２５年６月２８日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、( )の数字は被害者数、[ ]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。

（イ）サンダルによる事故の現象別被害状況

「サンダルによる事故」４８件について、現象別被害状況を表４に示します。

事故原因区分Ａで製品破損事故が２０件起きていますが、このうち１２件が平成２４年度に発生しており、その内の１０件が１つの事業者の社告・リコール対象の製品で、踵部のバンドが抜けたという事故でした。

表４　サンダルによる事故の現象別の被害状況（件）（※７）

被害状況 現象の内容		人的被害 死　亡	人的被害 重　傷	人的被害 軽　傷	物的被害 拡　大 被　害	物的被害 製　品 破　損	被　害 な　し	合計
事故原因区分B～G	①靴底が滑って転倒した。		2 (2)	3 (3)				5 (5) [0]
事故原因区分B～G	②サンダルの鼻緒が切れて、バランスを崩し、転倒した。		2 (2)					2 (2) [0]
事故原因区分B～G	③階段に、はみ出した親指をぶつけた。		1 (1)					1 (1) [0]
事故原因区分B～G	④足に合わない大きなサンダルを履いていたため、隙間に爪が入り込んだ。			1 (1)				1 (1) [0]
事故原因区分B～G	⑤接触皮膚炎を発症した。			1 (1)				1 (1) [0]
事故原因区分B～G	⑥その他			4 (4)			1	5 (4) [0]
事故原因区分B～G	⑦不明		3 (3)	2 (2)				5 (5) [0]
A：設計、製造又は表示等に問題があったもの				4 (4)		20	2	26 (4) [0]
H：調査中のもの			1 (1)			1		2 (1) [0]
合　　計	事故件数 被害者数 火災件数	0 (0) [0]	9 (9) [0]	15 (15) [0]	0 (0) [0]	21 (0) [0]	3 (0) [0]	48 (24) [0]

（ウ）花火による事故の現象別被害件数

「花火による事故」２０件について、現象別被害状況を表５に示します。

誤使用や不注意の使い方による事故のほか、原因不明の事故が１３件と多くなっています。

表５　花火による事故の現象別の被害状況（件）（※７）

現象の内容＼被害状況		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
事故原因区分B～G	①手持ち花火が破裂して、やけどを負った。		2 (2)	5 (5)				7 (7) [0]
	②打ち上げ花火が倒れる等、火が横に飛び、やけどを負った。		3 (3)	1 (1)				4 (4) [0]
	③手持ち花火を振り回したり、柄を折ってしまったため、火の粉が飛散した。			2 (2)				2 (2) [0]
	④噴出花火の噴き出し口の詰まり等で花火が上がらず、破裂した。		1 (1)	(2)				1 (3) [0]
	⑤不明		1 (1)	1 (2)				2 (3) [0]
A：設計、製造又は表示等に問題があったもの			3 (3)					3 (3) [0]
H：調査中のもの				1 (5)				1 (5) [0]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	0 (0) [0]	10 (10) [0]	10 (17) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	20 (27) [0]

（６）事故事例の概要について
　夏の製品事故について、現象別に事例を示します。

（ア）冷却用品による事故
① 冷却パッド等を使用したところ、内容物が染み出し、かゆみや湿疹が生じた。
○平成２２年７月（大阪府、３０歳代・女性、軽傷）
（事故内容）
　冷却パッドを使用していたところ、足にかゆみを伴う湿疹が生じた。
　なお、冷却パッドは、内部の含水ジェルによって使用者に冷感を与える機能がある。
（事故原因）
　冷却パッドには感作性報告のある化合物（イソチアゾール系化合物（２－ｎ－オクチルー４－イソチアゾリン－３－オン／ＯＩＴ））（※８）が含まれており、この物質がポリエチレンフィルムを透過し、表面に移行することが確認されており、内容物が染み出し、湿疹が生じたと推定される。

② 冷却スカーフ等を使用したところ、接触皮膚炎を発症した。
○平成２３年７月１７日（兵庫県、７０歳代・男性、軽傷）
（事故内容）
　冷却スカーフを首に巻いていたところ、湿疹が出て、皮膚科で接触皮膚炎と診断された。
（事故原因）
　冷却スカーフを着用して発症していることから、含まれる成分（ホルムアルデヒド（※９）等）によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したと推定される。

国のＧＨＳ（＊１）に関する分類事業において、皮膚に関連する有害性は、次のように分類されています。

（※８）　２－ｎ－オクチルー４－イソチアゾリン－３－オン／ＯＩＴ
・急性毒性（経皮）：区分３、危険（皮膚に接触すると有毒）
・皮膚腐食性／刺激性　：区分１、危険（重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷）
・皮膚感作性：　区分１Ａ、警告（アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ）
（参考ＨＰ：http://www.safe.nite.go.jp/ghs/5101_h23mhlw.html）（＊２）

（※９）ホルムアルデヒド
・急性毒性（経皮）：区分３、危険（皮膚に接触すると有毒）
・皮膚腐食性／刺激性　：区分２、警告（皮膚刺激）
・皮膚感作性：　区分１、警告（アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ）
（参考ＨＰ：http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0069.html）（＊２）

（＊１）ＧＨＳ(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)
：化学品の分類及び表示に関する世界調和システム
世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全データシートを提供したりするシステムのこと。
（＊２）ＮＩＴＥは、国からの依頼を受けＧＨＳ分類結果をホームページより公開している。

（イ）サンダルによる事故

① 靴底が滑って転倒した。

〇平成２０年６月２０日（長崎県、６０歳代・女性、重傷）

（事故内容）

雨天時にサンダルを履いていたところ、コンクリートの上で転倒し、骨折した。

（事故原因）

コンクリート地面が雨で滑りやすい状況で、振り向いた際に滑り転倒したものと推定される。

② サンダルの鼻緒が切れて、バランスを崩し転倒した。

〇平成２３年７月３０日（佐賀県、４０歳代・男性、重傷）

（事故内容）

キャンプ場でサンダルを履いて走ったところ、転倒し、負傷した。

（事故原因）

急停止するなどサンダルの前方向に過大な荷重が加わり、鼻緒が破断した。鼻緒が切れた衝撃に加え、サンダルが濡れた状態だったため、転倒したものと推定される。

（ウ）花火による事故

① 手持ち花火が破裂して、やけどを負った。

〇平成２２年６月２３日（群馬県、１０歳未満・男性、重傷）

（事故内容）

花火に点火後、後方より火が噴き出しやけどを負った。

（事故原因）

何らかの要因で底止め部が破損し、その状態で導火線に点火したため、後方から火の粉が噴き出し、事故に至ったと推定される。

② 打ち上げ花火が倒れる等、火が横に飛び、やけどを負った。

〇平成２２年７月３日（神奈川県、５０歳代・女性、重傷）

（事故内容）

町内子供会で花火をしていたところ、花火に点火した際、花火が水平方向に飛び、約５ｍ離れていた女性に当たり、右手にやけどを負った。

（事故原因）

花火が打ち上げ時に倒れて水平方向に飛んだと推定される。

（エ）その他の製品による事故

① 草刈機を使用中に、周囲の人に刃が接触した。

〇平成２０年６月４日（鹿児島県、７０歳代・女性、死亡）

（事故内容）

男性が操作していた草刈機の刃が近くで作業していた女性に当たり、女性が死亡した。

（事故原因）

草刈機を使用していた男性が水田の斜面を登っていたところ、近くで作業をしていた

女性の足に草刈機の刃が接触し、ひざの後ろを切ったものと推定される。

② 冷水筒に熱湯を入れて、冷めないうちにふたを閉め、冷水筒が破損した。
○平成２３年６月２８日（山形県、１０歳代・女性、軽傷）
（事故内容）
　冷水筒に熱湯を入れてふたをして運ぼうとしたところ、冷水筒が破裂して熱湯が体にかかりやけどを負った。
（事故原因）
　冷水筒本体の破断箇所に、熱湯を入れすぐにふたをする使用を繰り返すことで生じたとみられる微細なクラックが多数存在していたことから、冷める前にふたをしたことで内圧が上昇し、クラックが伸展し破損に至ったものと推定される。
　なお、冷水筒には、冷めるまでふたをしない、熱湯を入れると割れる場合がありやけどに注意する旨の表示が帯封に付されていたが、本体に表示はされておらず、注意表示として十分ではなかった。

③ 殺虫剤を使用した直後に点火作業をしたため、異常着火した。
○平成２２年８月２０日（神奈川県、年代・性別不明、拡大被害）
（事故内容）
　ガスふろがまの点火操作を行ったところ、異常着火し、機器のケーシングの一部が変形した。
（事故原因）
　使用者がエアゾールタイプの殺虫剤を浴室内で１、２分継続して噴霧したため、含まれていた可燃性ガスが、機器底面の結露水排水口等から機器内に流入し、その後の点火操作で異常着火したものと推定される。

④ ライターが加熱されて破裂した。
○平成２２年８月３０日（愛媛県、３０歳代・男性、軽傷）
（事故内容）
　使用後のライターを自動車の助手席に置いていたところ、しばらくして破裂し、耳鳴り等がして聴覚低下になった。
（事故原因）
　ライターを助手席に置いたことから、夏の直射日光が当たり高温になったため、ガス蒸気圧が上昇し、破裂したものと推定される。
　なお、ライター本体には「直射日光、５０度以上の高温を避ける」旨、記載されていた。

○平成２２年８月１６日（東京都、年代・性別不明、拡大被害）
（事故内容）
　車のダッシュボードに置いていた簡易ガスライターが破裂し、フロントガラスに傷がついた。
（事故原因）
　ガスタンク内部から破裂していたことから、車内温度が上昇してタンクの内圧が高くなり膨張したため、破裂したものと推定される。
　なお、ライター本体には「直射日光、５０度以上の高温を避ける」旨、記載されてい

た。

⑤ レジャー用折り畳みいすの座面が破れて、転倒した。
〇平成２０年８月１９日（東京都、４０歳代・男性、重傷）
（事故内容）
　レジャー用折り畳みいすを使用中に座面の生地が切れて破断したため、転倒して重傷を負った。
（事故原因）
　光による脆化及び座面生地の折り目に重量物が乗った状態で長期間保管されていたことによって、生地強度が低下し、破断したものと推定される。
　なお、「長時間の直射日光の照射を避ける、生地の劣化等がある場合は、使用しない」旨、注意表示されていた。

⑥ ガスカートリッジ直結型ガスこんろを使用したところ、大きな炎が上がった。
〇平成２１年７月５日（東京都、４０歳代・男性、製品破損）
（事故内容）
　ガスカートリッジ直結型ガスこんろを使用したところ、異常燃焼した。
（事故原因）
　ガスこんろを斜めにしたことによって、内部のガスが液体のまま噴出したにも関わらず着火したため大きな炎が上がり事故に至ったものと推定される。
　なお、取扱説明書には必ず平坦な場所に水平に設置して使用する旨の記載があった。

２．夏の製品事故の防止について

夏の製品事故を防止するために、取扱説明書の注意事項を守るとともに、次の点に注意してください。

（１）冷却用品による事故の防止

・肌に触れる冷却パッドや冷却スカーフを使用するとまれに、体質によってはアレルギー性接触皮膚炎を起こすおそれがあります。使用中、肌に刺激を感じたり、かゆみや不快感等がある場合には、使用を中止し、医師（皮膚科専門医）に相談してください。また、初回使用前に洗濯する必要のある製品もあります。取扱説明書を読み、使用方法を守ってください。
・冷却用品には、防腐剤や保冷剤等さまざまな化学物質が含まれています。破いたり、内容物に触れないようにしましょう。
・冷却スプレー等の冷却用品を誤って使用すると凍傷等のおそれがあります。取扱説明書を読み、使用方法、使用時間等を守ってください。
・冷却スプレーには可燃性ガスが含まれています。冷却スプレーを使用した後に、近くでライターやこんろを点火しないでください。可燃性ガスに引火するおそれがあります。

（２）サンダルによる事故の防止

・サンダルを履いた際には、走らないでください。鼻緒が切れて転倒するおそれがあります。また、雨などで濡れた床面では滑りやすくなるので、注意が必要です。
・サンダルを選ぶ際にはサイズに注意してください。サイズが異なるものを使用した場合、外部にぶつけたり、サンダルの隙間に爪が入り込み、けがをするおそれがあります。

（３）花火による事故の防止

・手で持つタイプの花火は人に向けて遊ばないでください。また、身体から十分離して遊びましょう。さらに、筒状の手持ち花火は後方にも火を噴くおそれがあるので、筒の底は持たず、持つ位置を指定された中ほどを軽く握り、後方にも注意してください。
・地面に置くタイプの花火は、倒れないようにまっすぐにしっかり立て、点火後素早く離れてください。倒れると、周囲の人に向かって花火が飛び出すおそれがあります。また、点火後は火が消えても、のぞきこまないでください。
・花火を使用する際には、対象年齢を守ってください。また、子どもだけで遊ばせず、保護者の元で遊ばせるようにしてください。
・花火を使用する際には、周囲に水を入れたバケツを置いてください。また、点火の際には、ライターやマッチを使わず、ろうそくや線香を使うようにしてください。

（４）その他の製品の事故

・草刈機を使用中に刃が本人や周囲の人に接触してけがをするおそれがあります。草刈機はエンジンがあり、キックバック（刈刃の回転の向きに反するような向きに刈ると使用者側に刈刃が跳ね返ってくること）や飛散物等の機械特有の危険があります。周囲に人がいないことや弾き飛ばすおそれがある缶や小石がないことを確認しましょう。
・冷水筒に熱湯を入れてすぐにふたをするなど、内圧が大きく変化する使用を繰り返すと、冷水筒に亀裂が入り、破損するおそれがあります。冷水筒は中の水が冷めるまでふたを

しない、また、熱湯を入れられないタイプのものもありますので、取扱説明書や表示を確認して使用してください。
・ライターを高温の場所に放置すると、破裂するおそれがあります。車の中や直射日光が当たる場所など高温になるような場所にライターやカセットボンベやスプレー缶等の可燃性ガスが含まれているものを置かないでください。
・レジャー用の折り畳みいす等ゴムやビニール、プラスチック等を使用した製品は素材が日光に長時間当たると素材の劣化が促進されます。繊維製品でも同様な劣化が起こり、座面の生地が破断するおそれがあるので、使用しないときは、室内等の日光が当たらない場所に保管するようにしてください。
・ガスカートリッジ直結型ガスこんろは傾けて使用すると、液ガスが噴出して炎が高くなるおそれがあります。平坦な場所に水平に置いて使用してください。

○　リコール製品による事故の防止について

リコールが行われている製品ではないか、確認してください（参考資料参照）。該当していれば、ただちに使用を中止して、製造事業者や販売店に連絡してください。

（別紙１）

〇本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの（G3は除く）	原因不明のもの（G3は除く）
	H	調査中のもの	調査中のもの

（別紙２）

花火のＳＦ（安全花火）マークについて

品質・安全性についての（公社）日本煙火協会の基準に適合し、検査に合格したおもちゃ花火には「ＳＦ（Ｓａｆｅｔｙ　Ｆｉｒｅｗｏｒｋｓ）マーク」が国産・輸入品問わず貼付され、国内に流通しています。

ＳＦマークには、型式認証の証である規格マークと製造・輸入した花火が抜き取り検査で合格したときに付けられる合格マークがあります。

（公社）日本煙火協会の検査所で花火のチェックを行っており、ＳＦマーク表示のための検査は経済産業省の指導を受けています。

打揚煙火やがん具煙火の災害事故により損害を受けた第三者に対する損害賠償措置等が講じられることがあります。

■検査内容

〇基準検査：火薬類取締法に適合しているか確認。

〇安全検査：花火の構造・燃焼現象や使い方の表示の確認及び着火して危険性の有無の確認。

図　ＳＦマーク

（参考）

夏の製品事故の社告・リコール製品について

ＮＩＴＥに通知された夏の製品事故のうち、平成２０年度から平成２４年度までに発生した事故は２０４件あり、そのうち社告・リコールを行った製品による事故は５１件ありました。「リコール製品での事故の製品別の被害状況」を表１に示します。「リコール製品でのリコール後の再発事故の製品別の被害状況」を表２に示します。（なお、社告・リコールには消費者への注意喚起等を含みます。）

リコール製品での事故は、サンダルが最も多く２２件、次に冷却用品２１件、冷水筒８件、スプレー缶３件の順になっています。

また、ＮＩＴＥでは、事業者等が行ったリコール情報を同一形式に編集し公開しています。

（http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html）

以下からリコール情報の検索もできます。

http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php

（検索サイトを利用する場合には、「ＮＩＴＥ」、「リコール」等の言葉で検索してください）

※注意喚起ちらし、注意喚起リーフレット、ＰＳマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html

http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html

http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html

表１　リコール製品での事故の製品別の被害状況（※）

被害状況／製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
サンダル			3 (3)		19		22 (3)
冷却用品 （冷却パッド）		1 (1)	20 (20)				21 (21)
冷水筒		4 (4)	4 (4)				8 (8)
合計	0 (0)	5 (5)	27 (27)	0 (0)	19 (0)	0 (0)	51 (32)

表２　リコール製品でのリコール後の再発事故の製品別の被害状況（※）

被害状況／製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
冷却用品 （冷却パッド）			1 (1)				1 (1)
合計	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

（※）平成２５年６月２８日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、( )の数字は被害者数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

以上